福井市公園まち美化パートナー制度実施要領

この要領は、公園環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、福井市まち美化パートナー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）における必要な事項について定める。

１　活動区域

実施要綱第１条における公共施設は、福井市公園課の管理する都市公園とする。

２　団体

実施要綱第２条における団体は、５人以上の住民団体や企業等とする。

３　合意期間

実施要綱第２条における市と参加団体との合意期間は１年間とし、双方申し出がない場合は更新されるものとする。

４　物品等の支給又は貸与

実施要綱第２条における合意書（様式第２号）に示す、活動に必要な物品等の支給又は貸与する物品および数量等は別表に定めるとおりとする。

別表

項目	品目	数量	最大数	備考
除草	草刈鎌	３名で１本	２０	全体から３品目までを選択
	捻り鎌	４名で１本	１０	
	刈払機用替刃	１枚まで	1	
	ナイロンコード	１巻まで	1	
清掃	竹ほうき	４名で１本	１０	
	ほうき	４名で１本	１０	
	長柄ほうき	４名で１本	１０	
	熊手	４名で１本	5	
	火鋏	４名で１個	5	
	ちりとり	５名で１個	5	
	箕（小）	５名で１個	5	
	箕（大）	５名で１個	5	
低木剪定	刈込鋏	５名で１個	2	
	のこぎり	５名で１個	2	
砂場等	角型ショベル	５名で１本	2	
	丸型ショベル	５名で１本	2	

植栽	剪定鋏	５名で１個	5	全体から３品目までを選択
	ホース	１セットまで	1	
	ハンドショベル	４名で１本	１０	
	如雨露	５名で１個	2	
	花苗	２００株まで	２００	
	肥料	４袋まで	4	
トイレ清掃	ビニール手袋	３名で１双	１０	
	トイレ用タワシ	５名で１本	2	
	デッキブラシ	５名で１本	2	
	トイレ用洗剤	４本まで	4	
汎用品	軍手	１名で２双	３０	３品目とは別に支給
	ゴミ袋	２０冊まで	２０	
	除草剤	４本まで	4	
燃料	別紙３参照			

活動に必要な物品等の支給又は貸与に際し、参加団体は給付（貸与）申請書（別紙１）を市に提出し、市は支給（貸与）が適当と認めた場合、支給（貸与）決定通知書（別紙２）により交付する。

５　報償金および補助金

福井市公園まち美化パートナー制度の活動は無償による活動とし、市はこの活動に対し報償金および補助金は交付しない。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

平成２１年９月１日一部改正。

平成２６年４月１日一部改正。

平成２７年４月１日一部改正。

平成２８年４月１日一部改正。

平成２９年４月１日一部改正。

平成３１年５月１日一部改正。

令和３年４月１日一部改正。

令和４年４月１日一部改正。

令和５年１２月２２日一部改正。

令和７年４月１日一部改正。

別紙１

年　　月　　日

物品等給付（貸与）申請書

福井市長　様

福井市公園まち美化パートナー制度実施要領に基づき、公園環境美化活動のため次のとおり物品の給付（貸与）を申請します。

品　目	数　量	区　分
（　　）		支　給　・　貸　与
（　　）		支　給　・　貸　与
（　　）		支　給　・　貸　与
軍手		支　給
ゴミ袋		支　給
除草剤		支　給
燃料 （ガソリン・混合油）	調査後決定	支　給

※　要領内別表の品目で希望する３品目までを（　）に記入してください。

※　ガソリン又は混合油に○をつけてください。

※　支給又は貸与に○をつけてください。

団体の住所

団体の名称

代表者

担当者氏名

電話

別紙２

年　　月　　日

物品等支給（貸与）決定通知書

団体の名称

代表者　　様

福井市長　㊞

年　　月　　日に申請のありました、福井市公園まち美化パートナー制度実施要領に基づく公園環境美化活動における物品の支給（貸与）を下記のとおりとしますので通知いたします。

品　目	数　量	区　分
（　　）		支　給　・　貸　与
（　　）		支　給　・　貸　与
（　　）		支　給　・　貸　与
軍手		支　給
ゴミ袋		支　給
除草剤		支　給
燃料（ガソリン・混合油） 除草面積　　㎡		支　給

別紙３

福井市公園まち美化パートナー制度実施要領
燃料支給実施基準

この基準は、公園等除草活動に対し、円滑により効率よく除草活動ができるように福井市公園まち美化パートナー制度実施要領（４物品等の支給又は貸与）における必要な事項について定める。

１　支給基準

①芝刈機・草刈機を所持し、かつ使用する団体とする。

②（４月～１１月）の８ヶ月を支給対象期間とする。

③月１回、最高８回まで支給することが出来る。

④除草活動前・後の写真報告書を毎回提出する。

２　燃料算出方法

①申請時にガソリンか混合油のどちらかを選択する。

②除草面積は公園課で調査後算出する。（１０㎡以下切捨）

③燃料算出基礎表１，０００㎡あたり（造園修景積算マニュアル）

ガソリン（芝刈機）	３．２４ℓ
混合油（肩掛式草刈機）	５．４７２ℓ

（例）

２，０００㎡の除草面積でガソリン支給の場合

２，０００㎡÷１，０００㎡×３．２４ℓ＝６．４８ℓ

１回あたり７ℓ支給（小数点以下切上）

８回申請なら、合計５６ℓとなる。

３　支給方法

①給油時に必要なガソリン等専用容器を各団体で準備する。

（消防法により専用容器以外は給油不可）

②種類、数量を記載した燃料チケットを公園課窓口で渡す、又は郵送する。

③市の指定する給油所で申請団体が直接給油する。

※指定する給油所は別紙４のとおり

４　注意事項

①機械・部品等（草・芝刈機）の貸出、購入・修繕に係る補助はしない。

②冬季期間（１２月～３月）の支給はしない。

③除草活動前・後の写真報告書を提出できない場合は次回分の燃料チケットは渡せない。

附則

この基準は平成２１年９月１日から施行する。

令和４年４月１日一部改正。

別紙４

燃料支給実施基準指定給油所

㈱タナカエネルギー

①毛矢本店給油所　　福井市毛矢３丁目１－２１
℡３６－１７８０

②アミューズ上北野給油所　福井市大東１丁目６－４０
℡５４－８４６２

③ＢｉＧエッグ若杉給油所　福井市若杉３丁目１７１５
℡３５－２６３５